

電話を繋ぐ機能に関する考え方(案)

(POIの設置場所・箇所数／接続方式／コスト負担)

2016年9月9日

総務省
総合通信基盤局

POIの設置場所・箇所数／接続方式

- PSTNからIP網への移行に伴い、IP網同士の直接接続が実現した際に新たに構築することとなる『電話を繋ぐ機能』を提供するための相互接続点(全電気通信事業者が「電話を繋ぐ機能」を介して直接接続してお互いのネットワークへ音声呼を疎通させる場所。以下「POI」)については、「事業者間意識合わせの場」において、信頼性等の観点から問題がないことを前提に、全国的に見て通信トラヒックが相対的に大きな「東京」と「大阪」に設置することが合理的であるとの考えがまとめられた。
- この考えは、IP網同士の直接接続において二者間のSIPサーバの連携を前提とした場合、全電気通信事業者が特定のPOIで接続して音声呼を疎通することが通信設備(POIまでの伝送路、POIビルに設置するルータ等)や保守管理費用等の集約につながることから、全ての事業者をトータルで見た場合に経済合理性があるとするものである。
- これについては、多様な通信形態に柔軟に対応する観点からは、「電話を繋ぐ機能」を提供するための更なるPOI^{※1}を設置することは排除されないようにすべきと考える。

※1 ここでいう「POI」は、全電気通信事業者が「電話を繋ぐ機能」を介して直接接続する場合に限定されない。

- いずれの場合においても、信頼性確保の観点からは、
 - ・ POIの設置場所・箇所数については一定の地理的離隔が確保された複数箇所であること
 - ・ POIまでの伝送路が確実に冗長化される^{※2}とともに、冗長化された伝送路の全般にわたりなるべく広い範囲で互いに地理的離隔が確保されること

※2 POIが複数箇所に設置される場合は、必ずしも、各POIまでの伝送路がそれぞれ冗長化されている必要はない。

が適切に考慮される必要がある。

POIの設置場所・箇所数／接続方式(続き)

- また、これまでPSTNにより提供されてきた「ハブ機能」においては、各都道府県単位でPOIが設置され、地域内の折り返し通信が可能であったことと比べ、IP網同士の直接接続に際して新たに構築されることとなる「電話を繋ぐ機能」については、
 - ・ POIの設置場所・箇所数が制限されることから、地域によっては折り返し通信に係る伝送距離が長くなるため、それに伴い事業者間で何らかのコストの差が生じることは否定できない
 - ・ POI非設置地域でサービスを提供する電気通信事業者(主に地域系事業者を想定)は、POIビルに自らのルータ等を設置する場合、地理的に離れているため故障時の駆けつけに時間がかかる等、POIビルに設置する通信設備の維持・管理・運用に係る困難度に差が生じる

といった課題がある。

- こうした課題に対応するため、
 - ・ 地域系事業者が経済合理性や信頼性等の観点から音声呼の疎通が多い全国系事業者と地域内の折り返し通信を希望する場合は、当該地域系事業者の請求に応じて相手側事業者は、POI^{※3}の設置場所の追加や張り出しPOI(案3 - 4)の設置について協議を行う必要がある。

※3 ここでいう「POI」は、全電気通信事業者が「電話を繋ぐ機能」を介して直接接続する場合に限定されない。

- ・ 経済合理性や信頼性等の観点から、POIビルのルータ等の維持・管理・運用について、他事業者にこれを委ねる選択肢について確認することが必要。
- なお、POIビル及びPOIビルに設置する通信設備(ルータ等)については、信頼性等が十分に確保されるよう維持・管理・運用されることが重要であり、今後、技術基準等において担保することを検討すべきではないか。

コスト負担 (POIまでの伝送路・POIビルに設置するルータ等)

(1) POIまでの伝送路

- PSTNにおいては、各都道府県単位でNTT東日本・西日本のPOIが設置されていること等を背景に、接続事業者が「ハブ機能」を介して他事業者と音声呼を疎通させる場合、NTT東日本・西日本の認可接続料を参照して自らの接続料を設定しているケースがある。
- PSTNにより提供されている「ハブ機能」において、POIまでの伝送路については、これまで自らの責任で設置・管理を行ってきた各事業者固有の設備であることに鑑み、IP網同士の直接接続が行われるPOIまでの伝送路をどのように構築・調達するかは、各事業者の選択によることになる。
- 他方、地域系事業者からは、「POIまでの伝送路は、POI設置地域でサービスを提供する事業者とPOI非設置地域でサービスを提供する事業者で伝送距離の長短による費用の差異により不公平が生じる」との意見が寄せられた。
 - ・ 具体的には、「現時点の市場環境下では、POIビル設置両地域のみでサービスを提供する事業者が最も有利になり、次いで、POIビル設置地域と非設置地域の両方でサービス提供する事業者が有利になり、さらに、POIビル非設置地域のみでサービス提供する事業者が最も不利になる」という意見が示された。
 - ・ 他方で、「IPベースの伝送路については距離の長短による影響を受けにくくなってきており、またPOI伝送路の調達方法としても様々な選択肢がある中で、POI伝送路の距離の長短の差異に着目する必要はないのではないか」という意見や、「費用負担の差異を定量的に計ることは困難である」という意見、また「IP-IP接続への移行後の時代においてもなお不公平が生じているかどうかを見通すことは困難である」という意見も示された。
- また、地域系事業者からは、POIまでの伝送路の費用を接続料原価に含める場合、「二者間での事業者協議に委ねると、各事業者の事業規模、交渉力の違い等によって、POI伝送路の費用負担の差異による不公平が生じている場合でもそれが解消できない課題が懸念される」という意見も示された。

コスト負担 (POIまでの伝送路・POIビルに設置するルータ等) (続き)

- これらの点について、「POIビル設置地域でサービス提供する事業者とPOIビル非設置地域でサービス提供する事業者との間で、POI伝送路の距離の長短による費用の差異」については、「『事業者間意識合わせの場』に参加している事業者間の共通認識として確認した上で、POI伝送路の費用について接続料原価^{※4}に含めることを採りうることを前提に、二者間で真摯かつ丁寧に事業者協議を行っていくことが適当」であることが事業者間で確認された。

※4 各事業者が精算のために設定するネットワークコストを指す。

- 二者間での事業者協議にあたっては、電気通信事業法第32条の趣旨等に鑑み、協議における予見可能性を高め、協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図る観点から、事業者においては総務省が策定した「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)等に沿った適切な対応をとることが求められ、総務省においても「電話を繋ぐ機能」として新たに構築される機能に係る事業者間協議を十分注視することが必要である。

(2) POIビルに設置するルータ等

- 「事業者間意識合わせの場」では、POIビルにおいてルータ等の共同利用(維持・管理・運用を含む。)を可能とする場合、これらの費用については、共用部分の費用について一定の合理性が認められる按分方法を用いて費用負担の在り方を検討していく旨の考え方が示されている。
- この点については、共用部分の費用について、今後、事業者間精算方法の在り方を検討する中で、適切なコストドライバを設定して按分することが必要となるのではないかと。

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。